

県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等（平成20年岩手県告示第791号）の一部を次のように改正し、平成23年2月1日から施行する。

平成22年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第27条の29第1項の規定により総合評定値の通知を請求した者（法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る審査基準日が、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出する日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間のうちいずれかの日となる経営事項審査を受けた者に限る。）であること。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2 競争入札参加資格の審査の方法</p> <p>競争入札参加資格に係る審査は、次に掲げる事項につき行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 技術等評価点数</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>ス [略]</p> <p>セ [略]</p> <p>ソ [略]</p>	<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第27条の29第1項の規定により総合評定値の通知を請求した者（法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る審査基準日が、<u>別に定める様式による</u>県営建設工事競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する日の前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間のうちいずれかの日となる経営事項審査を受けた者に限る。）であること。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2 競争入札参加資格の審査の方法</p> <p>競争入札参加資格に係る審査は、次に掲げる事項につき行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 技術等評価点数</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 岩手県優良下請負企業表彰</u></p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>ス [略]</p> <p>セ [略]</p> <p>ソ [略]</p> <p>タ [略]</p> <p><u>チ 土木CPDS登録技術者、建築CPD登録技術者及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者の数</u></p> <p><u>ツ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定</u></p>

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

3 県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

(1) [略]

(2) 提出書類 資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、経常共同企業体、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する協業組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合が資格審査を受けようとする場合の提出書類については、別に定めるところによる。

ア 申請書

イ 営業所一覧表（様式第2号。県外に主たる営業所を有する申請者に限る。）

ウ 工事経歴書（様式第3号。希望する工事種別の年間平均完成工事高に他の建設工事の年間平均完成工事高を合算することを希望する場合又は希望する工事種別に対応する建設工事の工事内容に限定のある場合に限る。）

エ 法第27条の29第1項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が発行した総合評定値通知書の写し

オ 希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第4号。希望する工事種別の年間平均完成工事高に他の建設工事の年間平均完成工事高を合算することを希望する場合又は希望する工事種別に対応する建設工事の工事内容に限定のある場合に限る。）

カ 技術職員名簿（様式第5号。県外に主たる営業所を有する申請者で土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事を希望するもの及び県内に主たる営業所を有する申請者に限る。）

キ 建設業従事職員名簿（様式第6号。県内に主たる営業所を有する申請者に限る。）

ク 災害緊急時活動実施報告書（様式第7号。申請の前年度又は前々年度に、県内に主たる営業所を有する申請者が、災害緊急時における救護活動等への協力を行った場合に限る。）

ケ 地域貢献活動実施報告書（様式第8号。申請の前年度又は前々年度に、県内に主たる営業所を有する申請者が、地域貢献活動を行った場合に限る。）

コ 消防団員雇用状況確認書（様式第9号。県内に主たる営業所を有する申請者が、消防団員に任命されている者

テ [略]

ト [略]

ナ [略]

ニ [略]

3 県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

(1) [略]

(2) 提出書類 資格審査を受けようとする者は、申請書に別に定める様式による審査書類を添付して提出すること。

を雇用している場合に限る。)

サ 新卒者職員調書 (様式第10号。県内に主たる営業所を有する申請者が、新卒者を、卒業後1箇月以内に採用し、申請書を提出する日の直前の1月31日まで連続して雇用している場合 (高等学校を卒業した者にあつては卒業後4年未満の間連続して雇用している場合、大学等を卒業した者にあつては卒業後2年未満の間連続して雇用している場合に限る。)) に限る。)

シ コンプライアンス研修会等実施 (参加) 報告書 (様式第11号。コンプライアンスに関する研修会等を実施した場合又は研修会等に参加した場合に限る。)

ス 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書 (様式第12号。労働者を雇用していない申請者又は健康保険及び厚生年金保険の適用事業所とならない申請者に限る。)

セ その他知事が別に定める書類

(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者にあつては当該営業所の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター (遠野土木センターの所管区域にあつては花巻土木センター、千厩土木センターの所管区域にあつては一関土木センター) に、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては岩手県県土整備部建設技術振興課に次のいずれかの方法により提出すること。

ア 提出書類を直接持参することにより提出すること。

イ 電子申請・届出汎用受付システムを使用して提出すること。ただし、様式第1号以外の提出書類については、郵送又は持参することにより提出すること。

(4) [略]

5 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届 (様式第13号) を知事に提出しなければならない。

(1)~(4) [略]

6 その他 提出書類は、原則として、横書き、天つづりとし、つづり込みの順序は、3(2)に掲げる順序による。

(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者にあつては当該営業所の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター (遠野土木センターの所管区域にあつては花巻土木センター、千厩土木センターの所管区域にあつては一関土木センター) に、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては岩手県県土整備部建設技術振興課に、提出書類を直接持参することにより提出すること。

(4) [略]

5 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める様式による県営建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届 を知事に提出しなければならない。

(1)~(4) [略]

6 その他 提出書類は、原則として横書き、天つづりとするほか、別に定める方法により調製しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第13号までを削る。